

愛媛県産材の利用促進に関する協定

愛媛県(以下「甲」という。)、愛媛県商工会議所連合会(以下「乙」という。)及び愛媛県商工会連合会(以下「丙」という。)は、脱炭素社会の実現等に資する愛媛県産材(以下「県産材」という。)の利用促進を図るため、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

1. 目的

本協定は、甲、乙及び丙が、相互に緊密に連携し、令和8年に愛媛県で開催される「第76全国植樹祭」の開催を契機に、乙及び丙を構成する会員企業等の活動において、媛すぎ・媛ひのき、媛トラス、CLT等の県産材の利用を促進し、SDGsに掲げる目標達成、GXの推進及び2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林資源の循環利用に対する理解促進及び愛媛県内の林業・木材産業、建築業等の地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

2. 本協定に基づく取組

(1) 県産材の利用促進

- 乙及び丙は、構成する会員企業等に対し、事務所等建築物の整備における木造化、内外装の木質化及び木製家具導入等の普及を図り、積極的な県産材の利用促進に努める。
- 乙及び丙は、構成する会員企業等に対し、甲が実施する県産材利用に関する補助事業及び支援制度の普及に努め、その活用について情報提供等を行う。
- 甲は、乙及び丙に対し、技術的助言及び活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換等を行う。また、本協定に基づく乙及び丙並びにこれらを構成する会員企業等の取組を優良事例として、「えひめ山の日」のイベント等で積極的に広報する。

(2) 建築物木材利用促進協定制度の普及

- 甲、乙及び丙は、県産材の利用促進を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」第15条第1項に基づく「建築物木材利用促進協定制度」の普及に努める。

3. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも見直しの申出がない場合は、有効期間を1年間継続するものとし、その後も同様とする。

4. その他

(1) 実施状況の報告

乙及び丙は、甲が求めた場合は、取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 本協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、本協定の内容を変更する必要がある場合又は本協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合は、速やかに協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その1通を保管する。

令和6年9月2日

甲

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県

知事

中村 時広

乙

愛媛県松山市大手町2丁目5番7号
愛媛県商工会議所連合会

会頭

高橋 祐二

丙

愛媛県松山市宮西1丁目5番19号
愛媛県商工会連合会

会長

村上 友則